

[事案 23-116] 配当金等支払請求

・平成 24 年 4 月 13 日 裁定不調

＜事案の概要＞

個人年金保険の加入にあたり、設計書により説明を受けたとして、配当金等記載どおりの金額の支払いを求めて、申立てがあつたもの。

＜申立人の主張＞

昭和 57 年 11 月に個人年金保険に加入したが、配当数値は今後の配当の実績によって変わることについて募集人から説明されなかつたので、年金・一時金・(年金開始後の) 配当金の金額に関し、実際に説明を受けた設計書の記載どおりの金額を支払ってほしい。

＜保険会社の主張＞

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約は、約款を契約内容として成立しており、配当金が変動することは約款に定められているため、配当金を原資とする一時金を含め、配当金が変動することは契約内容となつてゐる。
- (2) 配当金が変動するものであることは、加入時の設計書にも記載があり、「ご契約内容のお知らせ」によつても、申立人は、配当金が変動すること、また実際に変動している状況を毎年把握することは可能であった。
- (3) 募集人が追加の説明を書き込んだ紙片を設計書に糊づけしており、配当金に関する注意喚起文言が見えない状態となつてゐたことから、設計書記載どおりの一時金・配当金の金額が支払われるという誤解に陥らしめた可能性も全くないとはいえない。

＜裁定の概要＞

裁定審査会では、申立人の主張を、申立契約の勧誘の際に使用された設計書に記載されているとおりの内容で、契約が成立したとして、設計書に記載どおりの配当金等の金額を支払うよう求めてゐるものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記(1)～(5)の事情を踏まえ、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定(外国)生命保険紛争解決機関「業務規程」第 34 項第 1 項にもとづき、同和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したが、申立人から和解案を受諾しないとの回答があつたため、同規程第 38 条第 2 項にもとづき裁定不調として裁定手続を終了した。

- (1) 保険契約は附合契約であり、約款の規定に従うことから、配当金の受取金額も約款に基づいて定められる。この点、保険会社の定款には、決算において余剰金を生じたときは、その 100 分の 90 以上を社員配当準備金として積み立てる旨が定められており、申立契約の約款には、毎事業年度末に、主務大臣の認可を得た方法により、定款の規定によつて積み立てた社員配当準備金のうちから支払うべき社員配当金を計算する旨が定められている。よつて、定款及び約款によれば、決算において余剰金を生じた場合にのみ配当が生じるのであって、設計書記載の配当金が必ず積み立てられる定めにはなつていな

い。

- (2) 以上のとおり、申立人と保険会社との間に設計書記載の配当金を支払うという内容の契約が成立したとは認められないことから、設計書の記載どおりの配当金等を支払うよう求める申立人の主張には理由がないと言わざるを得ない。
- (3) しかし、募集人が、申立契約の説明に際し、追加の説明を書きこんだ紙片を設計書に糊付けしており、配当金額が変動することに関する注意喚起文言、具体的には「記載の配当数値（配当金・一時金）は当商品の営業案内にもご説明のとおり今後の配当実績によって変わることがあります。したがって将来のお支払額をお約束するものではありません。」という文言が見えない状態となっていたという点に問題点があると考える。
- (4) このような募集人の行為は、契約者の正しい理解を妨げる不適切な行為であり、また、この行為により申立人を設計書記載どおりの一時金・配当金の金額が支払われるという誤解に陥らせる危険性のある不適切な行為と評価せざるを得ない。
- (5) 本件紛争の主たる原因是、申立人が理解不足のまま安易に契約を締結したことがあると考えるが、その理解不足が募集人の説明の際の不適切な行為に起因する可能性が存在する。